

浜名湖花博 2024 マーク等使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜名湖花博 20 周年記念事業(以下「浜名湖花博 2024」という。)のマーク等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 マーク等の使用とは、企業、団体、個人、法人等が制作する、販売する商品又は販売しない制作物等(以下「商品等」という。)に、浜名湖花博 2024 のシンボルマーク及びロゴタイプ並びに PR キャラクター(以下「マーク等」という。)を使用することをいう。

2 使用できるマーク等のグラフィックデザインについては、浜名湖花博 20 周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が別に定める浜名湖花博 2024 デザインマニュアル(以下「デザインマニュアル」という。)によるものとする。

(使用承認の申請)

第3条 マーク等の使用を希望する者は、あらかじめ浜名湖花博 2024 マーク等使用承認申請書(様式第1号(販売する商品)又は様式第I号(販売しない制作物等))に商品等のデザインが分かる書面を添付して提出し、実行委員会の承認を受けなければいけない。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道の目的で使用するとき
- (3) その他、実行委員会が特に認めたとき

(使用承認審査)

第4条 実行委員会は、前条の申請書を受理した場合は、次項の基準に従い、その内容を審査する。

2 マーク等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会はこれを承認しない。

- (1) 浜名湖花博 2024 の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき
- (3) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体等に利用されるおそれがあるとき
- (5) 浜名湖花博 2024 の事業又は実行委員会の認めた関連事業を推進するうえで支障

となるおそれがあるとき

- (6) マーク等を正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき
- (7) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき
- (8) 品質、性能等に関して公的機関の認定等が必要な商品等について、当該認定等が得られていないとき
- (9) その他、承認することが不相当と認められるとき

(マーク等の使用承認)

第5条 実行委員会は、前条の審査の結果、当該使用が浜名湖花博2024のPRに寄与すると認めるときは、使用を承認する。この場合において、実行委員会は、使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、浜名湖花博2024マーク等使用承認書(様式第2号(販売する商品)又は様式第Ⅱ号(販売しない制作物等))を送付するものとする。

2 前条の規定により、使用の承認をしない場合は、実行委員会は、浜名湖花博2024マーク等使用不承認通知書(様式第3号(販売する商品)又は様式第Ⅲ号(販売しない制作物等))を送付するものとする。

(マーク等を使用した販売する商品の確認申請)

第6条 マーク等を使用した販売する商品の造成を希望する者は、あらかじめ浜名湖花博2024商品等確認申請書(様式第4号(販売する商品))及び浜名湖花博2024商品等確認申請明細書(様式第4号イ(販売する商品))を提出し、実行委員会の承認を受けなければいけない。

(マーク等を使用した販売する商品の承認)

第7条 実行委員会は、前条の審査の結果、当該使用が、別に定めるデザインマニュアルに基づき適正であると認めるときは、商品を承認する。この場合において、実行委員会は、使用者に対して、承認番号を付した浜名湖花博2024商品等確認承認書(様式第5号(販売する商品))を送付するものとする。

2 前条の規定により、商品の承認をしない場合は、実行委員会は、浜名湖花博2024商品等確認不承認通知書(様式第6号(販売する商品))を送付するものとする。

(使用料等)

第8条 マーク等の使用料については、無償とする。

(使用期限)

第9条 マーク等の使用承認期限は、第5条により使用承認を受けた日から令和6年

6月16日までとする。ただし、実行委員会は、使用形態を考慮し、相当と認めるときは、承認時にそれ以前の使用期限を付することができる。

(同一性の保持)

第10条 使用者は、商品等の意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、著作者の意匠との同一性を損なわないようにしなければならない。

2 使用者は、マーク等の使用に関して、浜名湖花博2024の信用を害することが無いように努めるものとする。

(マーク等の新デザイン作成)

第11条 使用者が、「ウグリン」と「てんてん」の新デザインの作成を希望する場合は、次の各号に従うものとする。

(1) 使用者は、実行委員会事務局と事前に新デザインについて協議することとする。

(2) 使用者は、「ウグリン」と「てんてん」の著作者である静岡文化芸術大学とデザイン作成業務委託契約を結ぶこととし、新デザインの作成に係る経費は使用者が負担するものとする。

(3) 前号の規定により、作成された成果物のイラストデータ及び知的財産権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に基づく権利を含む）は、使用者から実行委員会へ遅滞なく移転するものとする。

2 のたねと仲間たちの新図案作成については、実行委員会事務局と協議をするものとする。

(商品等の確認)

第12条 使用者は、商品等を発売又は使用する前に、第5条第1項又は第7条第1項に定める実行委員会の承認を受けた商品等の完成品を実行委員会に提出しなければならない。ただし、商品等の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

2 実行委員会は、前項による確認の結果、商品等が適正でないとする場合は、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、実行委員会の承認を受けなければならない。

3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(マーク等の適正使用及び著作権の表示)

第13条 使用者は、マーク等の使用に関して、この要綱を遵守し、マーク等のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、商品等の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は、商品等に関して、JAS 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。
- 3 実行委員会は、使用者のマーク等の使用方法がマーク等のイメージ、信用性を損なうおそれがあるとき、又は JAS 法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令に違反するおそれがあるときは、使用者に対し、是正を求めることができる。
- 4 使用者は、該当商品の本体（又は商品タグやパッケージ等）に、第 7 条第 1 項の規定により付された承認番号を表示しなければならない。

（承認内容の変更等）

- 第 14 条 使用者が第 7 条第 1 項に定める使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ浜名湖花博 2024 マーク等使用変更承認申請書（様式第 7 号（販売する商品））を実行委員会に提出しなければならない。
- 2 実行委員会は、前項に規定する変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、これを承認し、浜名湖花博 2024 マーク等使用変更承認書（様式第 8 号（販売する商品））を送付する。

（報告義務）

- 第 15 条 実行委員会は、使用者に対し、マーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。
- 2 使用者は販売する商品について、承認期間の終了後若しくは、第 27 条に定める期間の終了後に、実行委員会に対して、浜名湖花博 2024 マーク等使用実績報告書（様式第 9 号（販売する商品））を速やかに提出するものとする。
 - 3 使用者は次の各号のいずれかに該当する場合は、実行委員会に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。
 - （1）使用者の住所又は所在地、代表者、称号等の変更をしようとするとき
 - （2）株主構成又は役員構成の変更等、組織の同一性に関する大きな変更をしようとするとき
 - （3）使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議その他これに類する変動が生じたとき
 - （4）前各号に定めるもののほか、実行委員会との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

（第三者に対する承認）

- 第 16 条 実行委員会は、既に使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して承認することができる。この場合において、使用者は、実行委員会に対して、

当該商品について何らの異議を述べることはできない。

(権利設定の禁止)

第 17 条 使用者は、マーク等について、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 18 条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与、譲渡し又は承継させてはならず、承認に基づくマーク等の使用权を第三者に対し再承認してはならない。

(著作権侵害行為への対処)

第 19 条 実行委員会及び使用者は、第三者によるマーク等の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、実行委員会は使用者と協議の上、使用者のマーク等の使用が円滑になされるよう、必要な手続をとるものとする。

(権利侵害の主張への対応)

第 20 条 使用者は、マーク等の使用に関して第三者から権利侵害等の主張があったときは、速やかに実行委員会に通知しなければならない。
2 前項の場合、実行委員会及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第 21 条 使用者は、商品等の使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において解決するものとし、実行委員会に対し何ら迷惑をかけるものとする。

(使用者の商品等に対する責任)

第 22 条 使用者の商品等の安全性、品質等については、全て使用者が責任を負い、実行委員会に対し何ら迷惑をかけるものとする。

(製造の委託における管理監督責任)

第 23 条 使用者は、商品等の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の各条項に違反することがないよう管理監督責任を負わなければならない。
2 受託者の違反行為により実行委員会が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠

償しなければならない。

(損害賠償)

第 24 条 使用者の商品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、実行委員会が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は、実行委員会に対して、直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消し)

第 25 条 実行委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者が支払停止に陥ったとき
- (2) 使用者が自ら振り出し、又は裏書した手形又は小切手が不渡処分を受けたとき
- (3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て等を受けたとき
- (4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき
- (5) 使用者が解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障が生じたとき
- (6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき
- (7) 使用者が第 12 条 2 項及び第 13 条第 3 項による是正の求めに応じなかったとき
- (8) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき
- (9) 使用者が重大な背信行為をしたとき
- (10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の事由があるとき

2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の商品等の販売等を停止し、又は廃棄しなければならない。

3 承認の取消しにより、実行委員会又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第 26 条 実行委員会及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

2 実行委員会及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

第 27 条 承認期間が終了した場合の使用者の商品等の在庫については、使用者は、承認期間終了時から 1 か月以内に限り、販売することができる。

2 商品等の在庫の販売に係るマーク等については、使用者は、承認期間終了時から 1 か月以内に限り、使用することができる。

(事務等)

第 28 条 この要綱に関する事務は、実行委員会が行う。

(補則)

第 29 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は実行委員会が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 10 月 11 日から施行する。

